

### ※補助の対象から除かれる機器

- ・令和3年3月31日以前に購入したもの
- ・撃退装置の中古品
- ・撃退装置と同様の機能を有する電話機本体

### 3 補助対象者

以下の要件を全て満たす方となります。

- ①県内に住所を有し、かつ、居住している、申請年度内において満65歳以上の者(以下「高齢者」という。)であること。
- ②高齢者のみの世帯又は同居しているが、高齢者が電話を受けることが多い世帯であること。
- ③世帯に属する全ての者が、自治体又は警察から、現に撃退装置の貸出しを受けていないこと。
- ④世帯に属する全ての者が、本事業の補助金の交付を過去に受けていないこと。
- ⑤世帯に属する全ての者が、暴力団排除条例(平成22年宮城県条例第67条)に規定する暴力団又は暴力団員等ではないこと。

### 4 補助対象経費

- ①補助対象者の住所に、新品で設置する撃退装置の購入費(消費税及び地方消費税を含む。)。ただし、撃退装置の設置費用、付属品の追加購入費及び装置の維持管理に係る費用は対象外。
- ②補助の対象となる撃退装置は、1世帯につき1台に限る。

### 5 補助金額

購入費の2分の1の額(100円未満の端数は切り捨て。)で、上限7,000円。

### 6 申請方法

下記お問い合わせ先(8)へ申請書類等を提出(郵送又は持参)してください。  
申請書類は宮城県警察ホームページから入手可能です。

### 7 その他

現地調査について

申請を受理した後、警察が委託した業者が申請者の自宅を訪問し、購入した機器の設置状況の現地調査をします。



### 8 お問い合わせ・申請先

〒980-8410 仙台市青葉区本町3丁目8番1号  
宮城県警察本部生活安全部生活安全企画課犯罪抑止対策係  
☎022-221-7171(内線:3034~3036)※平日午前8時30分~午後5時

●お問い合わせ 町民税務課 ☎37-2114(担当:高橋(佐))

# 消費生活関連情報について

近年、サービスの多様化や情報化の進展などにより、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。それに伴い、悪質商法等がますます巧妙化・複雑化しており、高齢者や若年者をはじめ、消費者がトラブルに巻き込まれるケースは後を絶ちません。一人で悩まず、身近な人や役場・警察等へ相談しましょう。

## 特定商取引法が改正されました

令和3年7月6日から、一方的に送り付けられた商品は直ちに処分可能になりました。



### 一方的な送り付け行為への対応3箇条

#### ●その1：商品は直ちに処分可能

注文や契約をしていないにもかかわらず、金銭を得ようとして一方的に送り付けられた商品については、消費者は直ちに処分することができます。

#### ●その2：事業者から金銭を請求されても支払不要

一方的に商品を送り付けられたとしても、金銭を支払う義務は生じません。また、仮に消費者がその商品を開封や処分しても、金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の支払いを請求されても、応じないようにしましょう。

#### ●その3：誤って金銭を支払ってしまったら、すぐ相談

一方的に送り付けられた商品の代金なども請求され、支払義務があると誤解して、金銭を支払ってしまったとしても、その金銭については返還を請求することができます。対応に困ったら、消費者ホットラインへ相談しましょう。

●相談先 消費者ホットライン ☎(局番なし)188

## 特殊詐欺電話撃退装置購入費補助金について

### ●予算がなくなり次第終了となります●

#### 1 趣旨

「特殊詐欺電話撃退装置」の普及を促進し、特殊詐欺被害の防止を図るため、「特殊詐欺電話撃退装置」を購入した場合の一部費用を補助します。

#### 2 補助対象機器

補助の対象となる「特殊詐欺電話撃退装置」(以下「撃退装置」という。)は、ケーブル等で固定電話機に外部接続可能で、下記①、②の機能を有する機器。

- ①電話の着信時、呼び出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能
- ②通話内容を自動で録音する機能